

詳細は、必ず「補助金実施要領」「留意事項」等をご確認ください。

対象経費	具体的な内容	上限額
<p>コロナ患者入院受入医療機関（注）のコロナ入院患者に対する医療を提供するために必要な経費</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>注</u> コロナ患者を受け入れた実績があり、G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う医療機関</p> </div> <p>【対象期間】 令和5年4月1日から令和5年9月30日に生じた経費 (ただし、ク、ケについては、令和5年5月8日から令和5年9月30日に生じた経費)</p> <p>【特記事項】 <u>※ 令和2年度以降、本事業の活用により整備した簡易病室等の廃棄・撤去に係る経費も対象となり得る。</u> <u>※ 過去に本事業を利用済みの機関は、原則として、ア、イ、エ、オ、カは補助対象外とする。</u></p>	<p>ア 新設、増設に伴う初度設備費 ※ 新たに病床を確保する場合に限る。</p>	<p><u>1床</u>当たり 133,000円</p>
	<p>イ 人工呼吸器及び付帯する備品</p>	<p><u>1台</u>当たり 5,000,000円</p>
	<p>ウ 個人防護具 ※ マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド</p>	<p>1人当たり 3,600円</p>
	<p>エ 簡易陰圧装置</p>	<p><u>1床</u>当たり 4,320,000円</p>
	<p>オ 簡易ベッド</p>	<p><u>1台</u>当たり 51,400円</p>
	<p>カ 体外式膜型人工肺及び付帯する備品</p>	<p><u>1台</u>当たり 21,000,000円</p>
	<p>キ 簡易病室 ※ 原則として、対応区域を変更する必要がある場合を補助対象とする。 ※ 撤去可能なパーティションで区切る等が補助対象であり、建物の構造を変更するものは対象外。また付帯備品も対象外とする。</p>	<p>実費相当額</p>
	<p>ク HEPAフィルター付き空気清浄機 ※ <u>HEPAフィルター付きで、かつ、陰圧対応可能なものに限る</u></p>	<p><u>1施設</u>当たり 905,000円</p>
	<p>ケ HEPAフィルター付きパーティション</p>	<p><u>1台</u>当たり 205,000円</p>